

～制度調査部情報～

2005年3月4日 全6頁

新生「会社法」で株主権は どう変わる？

制度調査部
横山 淳

会社法制現代化要綱より－7

【要約】

- 平成17年に制定される予定の「会社法」では、株主権についてもいくつかの改正が予定されている。
- 主なものを挙げると「少数株主権への一部株式数基準の採用」、「基準日後の株主による議決権行使の許容」、「株主名簿閲覧請求権の制限」などである。
- ここでは、Q&A形式で、簡単な解説をする。

【目次】

- Q1：新生「会社法」の下では、特定の株主だけに異なる配当や議決権を与えることを予め決めておくことは可能か？
- Q2：定款で配当・議決権等に「別段の定め」を設けることと、配当・議決権等の異なる「種類株式」を発行することとは何が違うのか？
- Q3：新生「会社法」では、少数株主権は議決権基準になるのか、株式数基準になるのか？
- Q4：議決権制限株式の保有者は、少数株主権を行使できるのか？
- Q5：現行の有限会社に相当する「取締役会を設置しない株式会社」の少数株主権はどうなるのか？
- Q6：例えば、4月1日付の株式交換で、完全親会社（3月決算会社）の株主になった完全子会社の元株主は、その年の定時株主総会での議決権は認められないのか？
- Q7：新生「会社法」では、株主名簿閲覧請求権に一定の制限が設けられるとのことだが、どのような制限が設けられるのか？

はじめに

- 今年の通常国会に、現在の商法等を大幅に改正する「会社法（仮称）」の法案が提出される予定である。
- まだ法案は公表されていないが、すでにその大枠が決まっている。2004年12月8日に法務省の法制審議会「会社法（現代化関係）部会」で決定した、「会社法制の現代化に関する要綱案」（以下、「要綱案」）¹及び2005年2月9日に法務省の法制審議会総会で決定された「会社法制の現代化に関する要綱」（以下、「要綱」）²がそれである。

¹ 「要綱案」全体の概要については、堀内勇世・横山淳「会社法の概要決まる～平成17年商法改正について～」（2004年12月9日DIR制度調査部情報）を参照。

² なお、「要綱」と「要綱案」には若干の違いはあるものの、ほとんど内容は同一である。

- 本稿では「要綱」のうち「株主権」に関する部分について、制度調査部に寄せられた質問などを基にQ & A形式で解説を行う。

Q 1：新生「会社法」では、特定の株主だけに異なる配当や議決権を与えることを予め決めておくことは可能か？

A 1 株式譲渡制限会社についてのみ、定款で「別段の定め」を置くことは可能である。ただし、それ以外の会社については認められない。

- 「要綱」では、株式譲渡制限会社³については、「剰余金分配（配当など）、議決権等に関し、定款をもって別段の定めを置くことができる」としている（第4 株式・新株予約権・新株予約件付社債関係 5(1)）。
- 「別段の定めを置く」とは、議決権や配当などについて、株主間に差を設けることを意味すると考えられている。従って、株式譲渡制限会社であれば、この制度を利用して、特定の株主についてのみ、受け取れる配当や行使できる議決権の数を他の株主と異なるものにすることが可能ということができる。
- こうした制度は、現行の有限会社について認められているもの（有限会社法 39、44 など）である。新生「会社法」において有限会社と株式会社が一体化されることに伴い、株式譲渡制限会社全般にこの制度が引き継がれることとなる。
- なお、議決権や配当などに株主間で差を設ける定款変更は、株主の権利に極めて重大な影響を及ぼすものである。そのため、「要綱」でも、こうした定款を新設・変更する場合には、次のような厳しい要件での決議（いわゆる特殊決議）が求められている。

◇総株主の半数以上 かつ

◇総株主の議決権の 3/4 以上

- また、言うまでもないことだが、こうした特例が認められるのは株式譲渡制限会社のみである。従って、株式譲渡制限のない上場会社などには適用がない。

Q 2：定款で配当・議決権等に「別段の定め」を設けることと、配当・議決権等の異なる「種類株式」を発行することとは何が違うのか？

A 2 配当・議決権等の「特段の定め」は特定の株主「個人」を対象としたものである。それに対して種類株式は、その種類の「株式」全体を対象としたものである。

- Q & A 1 で説明した、株式譲渡制限会社における配当・議決権等の「別段の定め」は、特定の株主「個人」を対象としたものである。当然、配当・議決権等について特別な取扱いを受ける

³ 「要綱」は、株式譲渡制限会社を、すべての種類の株式が譲渡制限株式である株式会社と定義している。

ことができるのは、その「個人」のみということになる。

- それに対して、配当・議決権等について特別な取扱いを定めた「種類株式」の場合、その種類の「株式」（の保有者）全体が対象となる。つまり、その種類株主全員が、同様の特別な取扱いを受けることになるのである。
- ただ、両者はともに、一定の者に対して、配当・議決権等について特別な取扱いを行うという点では類似している。そこで、「要綱」では、次のように定款で配当・議決権等の「別段の定め」を設けた場合は、種類株式総会に関する制度⁴を適用することとしている。

（配当・議決権等について「別段の定め」をした場合）その定めごとにその定めに係る株主をそれぞれ種類株主とみなして、法定種類株主総会の制度を適用するものとする。

Q3：新生「会社法」では、少数株主権は議決権基準になるのか、株式数基準になるのか？

A3 原則は、（現行商法と同様に）議決権基準である。
ただし、帳簿閲覧請求権など一定の少数株主権については、一定割合以上の株式数の保有者にも行使が認められる（株式数基準）。

- 現行商法では、少数株主権の行使要件は、議決権数を基準としている（議決権数基準、現行商法 237 など）。しかし、少数株主権の中には、議決権の有無に関わらず、株主であれば当然に認められるべき権利も含まれている。
- そこで「要綱」では、帳簿閲覧請求権など一定の少数株主権については、議決権基準による行使要件のほかに、株式数基準による行使要件も設けて、そのいずれかを満たせば行使できることとしている（第4 株式・新株予約権・新株予約件付社債関係 5(2)①②）。具体的には、次の通りである。

◇議決権総数に占める議決権数が一定割合以上の株主 又は

◇一定割合の株式数を有する株主※

※算定に当たっては自己株式の数を除外する。

- 上記の行使要件の対象となる少数株主権としては、「要綱」は次のものを挙げている。

◇帳簿閲覧請求権

◇業務財産調査のための検査役選任請求権

◇解散請求権

◇取締役等の解任請求権※

※取締役等の解任請求権についての議決権基準は、その解任決議につき行使することができる議決権数が基準となる。

⁴ 種類株主総会とは、ある種類の株主のみによって構成される株主総会である。例えば、ある種類の株主に損害を及ぼす定款変更が行われるような場合などについては、その種類の株主による種類株主総会の承認が必要とされている（現行商法 345 など）。堀内勇世「種類株主総会」（2004 年 9 月 21 日付 DIR 制度調査部情報）参照。

Q 4：議決権制限株式の保有者は、少数株主権等を行使できるのか？

A 4 その株主が議決権を行使できる事項等に関する権利であれば、少数株主権等を行使できる。それ以外の事項等については行使できない。

- 2001年11月の商法改正（2002年4月施行）により、多様な種類株式の発行が可能となった。その結果、一定の事項については議決権を有するが、他の事項については議決権を有しないといった種類の株式も発行が可能となっている。
- 問題は、こうした一部の事項については議決権あり、他の事項については議決権なしといったタイプの議決権制限株式が、少数株主権の行使要件である議決権数にカウントできるのか、という点にある。
- 現行商法では、議決権制限株式の少数株主権については、定款で制限することができると定められている（現行商法222④）。その結果、一方では、定款に規定すれば、全面的に議決権制限株式の株主の少数株主権を奪うことができるという問題がある。他方、定款に規定しなければ、本来、議決権を有しない事項についても、少数株主権が行使できるのか、という議論が生じる余地がある⁵。
- 「要綱」では、こうした点を踏まえて、議決権制限株式の株主による少数株主権等の行使について、議決権を行使できる事項であれば法律で保証し、それ以外の事項であれば行使できないこととしている。
- 具体的な株主権に従って、整理すると次のようになる（第4 株式・新株予約権・新株予約件付社債関係5(2)①②④）。

対象となる株主権	権利行使の可否
株主総会に関連する少数株主権 ・株主提案権 ・総会招集権 ・総会検査役選任請求権	◇議決権を行使することができる事項 ⇒ 可能 ◇議決権を行使することができない事項 ⇒ 不可
定款授權による取締役等の責任の一部免除に対する異議申立権※	◇取締役等の責任の一部免除に関する株主総会で議決権を行使することができる種類株主 ⇒ 可能 ◇それ以外の種類株主 ⇒ 不可
議決権行使書面・代理権を証する書面等の閲覧・謄写請求権	◇議決権を行使することができる事項 ⇒ 可能 ◇議決権を行使することができない事項 ⇒ 不可

※定款授權に基づいて取締役会決議で取締役等の責任の一部免除を決めた場合でも、総株主の議決権の3%以上の異議申立があれば、取締役会限りでの責任免除は認められず、株主総会の特別決議による承認が必要（現行商法266⑮）。

⁵ ただし、実務上は、現行商法の下でも、議決権を有しない事項については少数株主権は認められない、というのが一般的な解釈ではある。

Q5：現行の有限会社に相当する「取締役会を設置しない株式会社」の少数株主権はどうなるのか？

A5 原則として、一般の株式会社と同様である。

ただし、株式譲渡制限会社であれば、継続保有要件（6ヶ月）は課さないこととされている。

○「要綱」では、現行制度における有限会社に相当する「取締役会を設置しない株式会社」であっても、少数株主権の要件は、原則、一般の株式会社と同様としている⁶（第4 株式・新株予約権・新株予約件付社債関係 5(2)③）。

○ただし、株式譲渡制限会社であれば、総会招集請求権などに課されている継続保有要件（6ヶ月）は課されない（同（注2））。

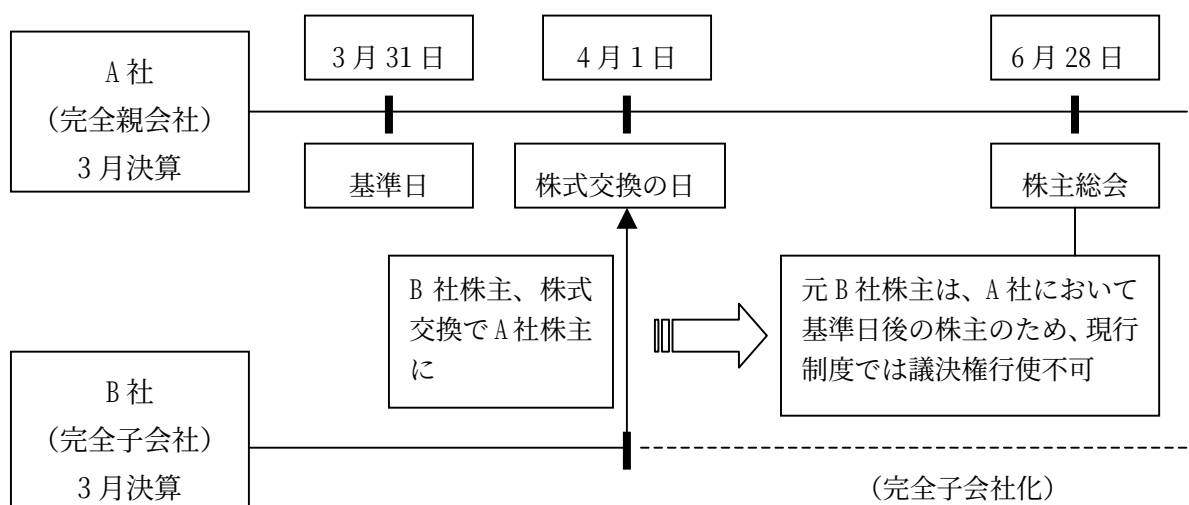
Q6：例えば、4月1日付の株式交換で、完全親会社（3月決算会社）の株主になった完全子会社の元株主は、その年の定時株主総会での議決権は認められないのか？

A6 新生「会社法」の下では、会社の判断により認めることができるようになる。

ただし、株主平等原則などには留意する必要があるだろう。

○現行商法では、株主総会における議決権行使が認められる株主は、基準日時点で株主名簿に記載されている株主とされている（現行商法 224ノ3）。仮に、基準日後に新株の発行がなされた場合、その新株発行により株主になったものと議決権を行使することができないということになる。

○その結果、例えば、4月1日付で3月決算会社を完全親会社とする株式交換が行われた場合、次のように、完全子会社の元株主は議決権行使できないという問題が生じることとなる。



⁶ 例外としては、「取締役会を設置しない会社」について、株主提案権のうち議題提案権（株主総会において一定の事項を会議の目的とすることを請求する権利）を単独株主権としている点が挙げられる（第3 機関関係 2(1)⑤）。

○「要綱」では、こうした場合でも「株式会社の判断により、基準日後に株主となった者のうち、議決権を行使できる株主を定めることを認める」こととしている（第4 株式・新株予約権・新株予約件付社債関係 5(3)①）。従って、前記の例でも A 社の判断で、元 B 社株主にも議決権を認めることが可能となる。

○ただ、新生「会社法」の下で、こうした制度が認められるとはいっても、「株主平等原則」や「不公正発行(に対する差止請求)」などによる制約があることは留意する必要があるだろう。特に、会社の支配権を巡って争いが生じている場合などは、問題となる可能性が高いだろう。

Q7：新生「会社法」では、株主名簿閲覧請求権に一定の制限が設けられるとのことだが、どのような制限が設けられるのか？

A7 株主権の確保・行使のための請求でない場合や、閲覧・謄写した情報を利益を得て他人に通報するような場合は、会社は閲覧・謄写を拒絶できる。

○「要綱」では、株主名簿、社債原簿、新株予約権原簿の閲覧・謄写請求権について、次のような拒絶事由を定めるとしている（第4 株式・新株予約権・新株予約件付社債関係 5(5)）。つまり、次のいずれかに該当する場合は、会社は閲覧・謄写を拒絶できる。

- ◇株主の権利の確保・行使のための請求ではないとき。
- ◇株主が書類の閲覧・謄写によって知り得た事実を利益を得て他人に通報するために請求したとき。
- ◇請求の日の前2年以内においてその会社又は他の会社の書類の閲覧・謄写によって知り得た事実を利益を得て他人に通報した者が請求をしたとき。

○これは、いわゆる名簿屋が名簿の入手により経済的な利益を得るために株主名簿等の閲覧・謄写請求権を利用しているという弊害や、プライバシー保護の観点から設けられるものである。